営業者のみなさまへ

加工デンプン等は
食品添加物の表示が必要です

「打ち粉」や「取り粉」などに使用されるデンプンの一部について、平成20年10月1日に、次の「加工デンプン」が食品添加物に指定されたことから、添加物の表示を行うようになりました。

なお、「加工デンプン」に該当しないデンプンは食品（原材料）として「加工」の文字を付けずに表示します。

【加工デンプン】

① アセチル化アジピン酸架橋デンプン
② アセチル化リン酸架橋デンプン
③ アセチル化酸化デンプン
④ オクテニルコハク酸デンプンナトリウム
⑤ 酢酸デンプン　⑥酸化デンプン
⑦ ヒドロキシプロピルデンプン
⑧ ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン
⑨ リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン
⑩ リン酸化デンプン　⑪リン酸架橋デンプン

「増粘剤、安定剤、ゲル化剤、糊料」としての用途が主であれば、用途名併記が必要です。

原材料の次に添加物として記載します。

表示例（リン酸化デンプンを増粘剤として使用した場合）

増粘剤（リン酸化デンプン）
増粘剤（加工デンプン）

左の目的以外の用途で使用した場合は物質名あるいは簡略名（加工デンプン）を表示します。

原材料の次に添加物として記載します。

表示例（ヒドロキシプロピルデンプンを乳化剤として使用した場合）

ヒドロキシプロピルデンプン
加工デンプン
乳化剤　（乳化剤として使用した場合、一括名で表示することも可能）

このチラシに関する問い合わせ先
南魚沼保健所生活衛生課　TEL　025-772-8143　FAX　025-772-2190

H23.5 作成
H23.8 改正